



# 入院・入所・退院・退所時の 「医療・介護 連携ルール」



## 病院・施設の皆様へ

### 1 分かりやすい情報提供

- ・入院中の情報提供を患者・家族・介護職に行う際は、医療・リハビリの専門用語は使用せず理解しやすく説明をする。
- ・病名や薬剤名も略さずに記載する。
- ・医療処置やリハビリ内容に伴う注意事項等は、患者・家族・介護職にも理解しやすく説明をする。

### 2 院内連携の推進

- ・在宅ケア担当者からの情報は、院内連携（地域連携室・病棟・外来の医師や看護師、リハビリスタッフ等）にて共有する。

### 3 連携窓口の明確化

- ・在宅ケア担当者には、貴病院・施設の窓口（院内連携方法）を明確に知らせる。

### 4 地域包括支援センターとの連携

- ・退院後に介護保険の利用が予測される場合は、地域包括支援センターに連絡する。



## 在宅ケア担当者の皆様へ

- ・在宅ケア担当者は、入院時は在宅療養情報を提供する。
- ・利用者が転帰（全快、死亡等）を迎えた時は、病院・施設へ連絡をする。
- ・病棟訪問時は、必ず看護師に声をかけ情報交換に務める。

※この連携ルールは、平成24年度多職種連携推進事業での意見をもとに作成しました。

平成25年8月 広島県地域包括ケア推進センター